

地域で、自分で取り組む！ 個別避難計画作成支援マニュアル



作成日：令和 8 年 4 月

守山市環境生活部危機管理課

目 次

個別避難計画とは？ ～地域で支え合う「共助」の取り組み～	1
個別避難計画作成の「前提」となる避難行動要支援者名簿	2
避難行動要支援者名簿の対象者は誰ですか？	3
個別避難計画の作成～地域で、自分で計画を作成してください～	4
避難支援等実施者の役割と地域へのお願い	6
個別避難計画の具体的な記入方法	7
関連情報・様式集 問い合わせ先	11

個別避難計画とは？ ～地域で支え合う「共助」の取り組み～

「個別避難計画」は、災害対策基本法に基づき、災害発生時に自力での避難が困難で、何らかの支援を必要とする方（避難行動要支援者。以下「要支援者」という。）が、安全かつ円滑に避難できるよう、事前に個別の状況に応じて作成する計画のことです。これは、要支援者一人ひとりの状況を把握し、避難先や支援者を明らかにすることで、避難の実効性を高めていくためのツールでもあります。

なお、「個別避難計画」の作成方法については、4 ページ以降で説明します。

1. なぜ、今「個別避難計画」が必要なのか？

近年、地震や台風など、自然災害が激甚化・頻発化する中で、災害時に自力での避難が困難な方（要支援者）の命を守ることが喫緊の課題となっています。

大規模災害発生時には、市や消防も被災者です。このため支援が現場に届くまでには時間を要することがあります。そんな時、一番頼りになるのはご近所の皆さんです。日頃から地域で顔の見える関係を築き、「あの人はこんな支援が必要かも」と互いに気かけ合うことが、命を守る大切な一歩になります。

個別避難計画は、要支援者を地域で支え合い、具体的な避難行動や支援策を事前に共有するための、また、「助け合い」（共助）の輪を広げるための大切なツールです。

2. 個別避難計画に掲載される情報

要支援者の状況に合わせて、以下の項目を確認・決定し、計画に取りまとめます。

- ・ 氏名、住所などの基本情報
- ・ 要介護度や障害などの情報
- ・ 避難先、避難経路や避難時の支援者、希望する支援の内容
- ・ 避難時、避難所での留意事項 など

これらの情報を事前に具体的に決め、計画に取りまとめておくことで、災害発生時に混乱することなく、迅速かつ安全な避難につながることを期待できます。

3. 個別避難計画の避難支援等関係者への提供

個別避難計画は、ご本人の同意に基づき、市が定める「避難支援等関係者」に提供され、日頃からの見守り活動や、災害発生時の安否確認・避難支援などに活用されます。個別避難計画は地域全体での協力体制を築き、皆さんの大切な命を守るための重要な情報となります。

「避難支援等関係者」とは

本市の避難行動要支援者名簿や個別避難計画における「避難支援等関係者」とは、避難支援などの実施に携わる自治会（自主防災組織を含む）、民生委員・児童委員、湖南広域消防局北消防署、守山警察署、社会福祉法人守山市社会福祉協議会およびその他の避難支援などの実施に携わる関係者のことです。

個別避難計画作成の「前提」となる避難行動要支援者名簿

個別避難計画は、地域で要支援者に対する具体的な支援体制を築き、災害発生時に確実に機能させるために作成します。そのためには、計画作成の対象となる方を明確にし、地域での見守りや支援活動に役立てるための情報共有が前提となります。避難行動要支援者名簿はそのためにあります。

1. 避難行動要支援者名簿とは

「避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)」は、「災害発生時に自力での避難が困難で、何らかの支援を必要とする方」＝「要支援者」の情報を市がまとめたものです。

2. 名簿への登録と「同意」の重要性

個別避難計画の作成対象となる方は、市が作成する名簿に登録されており、かつ名簿情報の地域への提供に「同意されている方」です。市では、要支援者の名簿として、「全員の名簿」と「同意者の名簿」の2種類の名簿を作成しています。

3. 名簿の種類と活用イメージ

名簿の種類	活用目的・提供先
「全員の名簿」 (不同意方式)	災害発生時に、災害対策本部などで安否確認や救助活動、避難所運営などに活用します。平時から消防署や警察署などに提供されますが、平時は開封されません。
「同意者の名簿」 (同意方式)	避難支援などを行っていただく地域(自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などによる)での平時の見守り活動、避難訓練、 <u>個別避難計画の作成</u> など、地域での支援体制づくりに活用されます。

 地域で個別避難計画を作成・運用していくためには、「同意者の名簿」への登録が不可欠です。

ご自身の情報が地域と共有されることで、より具体的な、あなたに寄り添った支援体制を地域全体で共有することができるようになります。

※ 名簿や個別避難計画の提供にあたっては、個人情報が適正に保管・管理されるよう市と避難支援等関係者との間で協定を締結します。

本市では、名簿(「同意者の名簿」)に登録されている方々を対象に、個別避難計画の作成を促進しています。地域で支え合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりにご協力をお願いいたします。

避難行動要支援者名簿の対象者は誰ですか？

以下のいずれかに該当する方が、「全員の名簿」の対象となります。

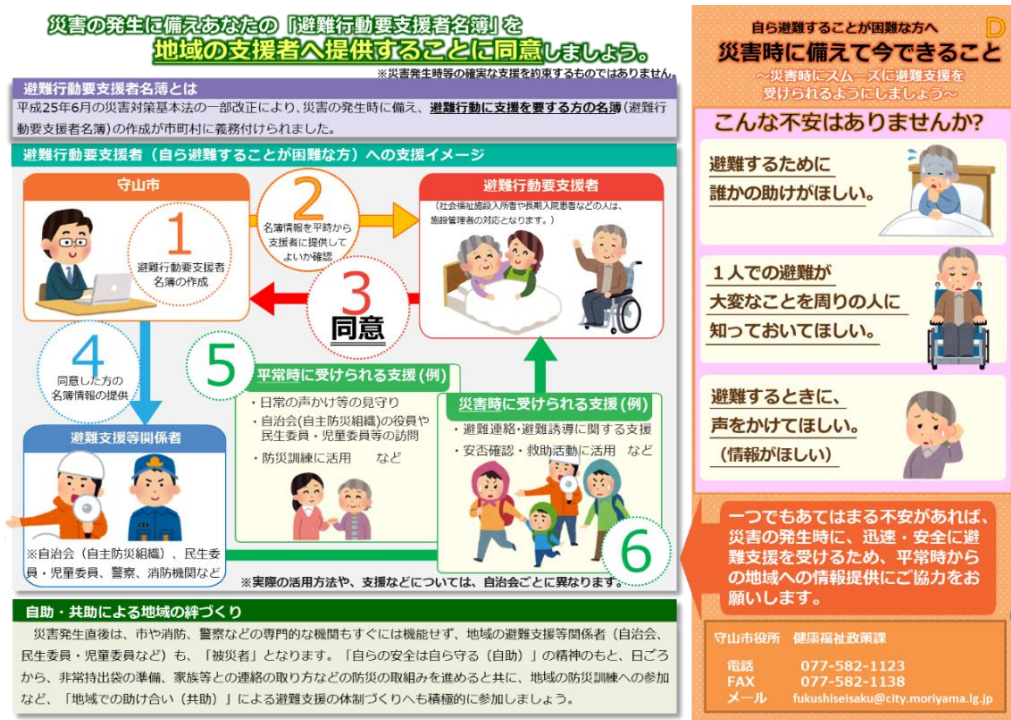
- ・ 身体障害者手帳の交付を受け、等級が1～3級の人
- ・ 介護保険法において、要介護3～5の認定を受けている人
- ・ 65歳以上の人だけで構成される世帯のうち、次のいずれかに該当する人
 1. 介護保険法において、要介護1、2の認定を受けている人
 2. 介護保険法において、要支援1、2の認定を受けている人
 3. 総合事業の事業対象者
- ・ 75歳以上の人だけで構成される世帯の人
- ・ 療育手帳の交付を受けている人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・ 上記の事由には該当しないものの、自ら避難することが困難であり、特に支援が必要として申し出があり、市長が認めた人

自己申告による登録も可能です

上記の要件に当てはまらない場合でも、災害時に避難することが困難で、特に支援が必要と市長が認める場合は、ご本人からの申し出(自己申告)により名簿に登録することもできます。ご希望の方は市健康福祉政策課へお問い合わせください。

災害時には、地域での助け合いが大切です。このため、普段からどこに要支援者がいるかを、「同意者の名簿」等を活用し、地域で共有していることが重要です。

まだ名簿情報の提供への同意がお済みでない方は、ぜひご検討ください。同意いただくことで、地域の支援者に対し、自身の状況を知ってもらえ、支援につながることも期待できます。



詳しくは、11 ページのリンク先アドレス「避難行動要支援者名簿情報の地域への提供(ご案内)」を参照してください

個別避難計画の作成～地域で、自分で計画を作成してください～

個別避難計画(以下「計画という。」は、対象となる要支援者の状況に合わせて以下のいずれかの方法で作成します。ぜひ、地域での「共助」として、作成に取り組んでください。疑問点があれば、お気軽に市危機管理課にご相談ください。

1. 地域(自治会など)で計画を作成する ～「わ」で輝く自治会応援報償事業の対象～

計画は、地域の関係者による話し合い(調整会議)の中で、地域での「共助」の取組として、作成してください。

なお、対象となる要支援者が多い場合は、「地域の災害リスク」や要支援者の「障害など身心の状況」等を勘案し、優先順位をもって、以下の手順で計画を作成してください。

- (1) 守山市防災マップ等で、地域の地震や水害時の危険性を把握します。
- (2) 市から提供する「同意者の名簿」から、優先的に計画を作成する方※を自治会で選定してください。
(一度に全員の計画を作成する必要はありません)
※老人ホームなど、施設入所されている方は対象外。在宅の方のみが作成対象です。(住民票ではなく、居住実態での判断になります)
- (3) 対象とする方とお会いし、計画の趣旨を説明した上で、作成の意向確認を行ってください。同意が取れれば、具体の計画作成に着手します。
- (4) 対象者(またはご家族)、自治会役員(自主防災組織を含む)、近隣の住民、民生委員・児童委員、福祉協力員(場合によってはケアマネジャーもしくは相談支援専門員などの福祉専門職)などが参加する話し合い((仮称)調整会議)を開催し、避難先(指定避難所)、避難経路や避難時の支援者(避難支援等実施者)、希望する支援の内容、避難時、避難所での留意事項などを取りまとめてください。避難先は「守山市防災マップ」で確認してください。同様のマップは市ホームページ上でも確認いただけます。なお、避難支援等実施者になれる方の同意は必ず取ってください。
- (5) 市ホームページ上から計画の様式をダウンロード、または危機管理課から入手してください。
- (6) 話し合った結果を計画として取りまとめてください。記入できる範囲で構いませんので、できるだけ計画の欄をうめてください。あわせて対象者宅からの避難経路を記載した地図も添付してください。地図は手書きでかまいませんが、避難先や避難経路を記載する地図は、市ホームページ上の「守山市防災マップ」の「防災・安全・安心」から避難所マップを選択し、当該箇所をコピーして利用することも可能です。ご自身の居住地域の地図を拡大・印刷して、活用してください。
- (7) 出来上がった計画は、市危機管理課へ提出してください。市への提出とは別に、計画の複写を1部以上、自治会で保管いただくようお願いいたします。

2. 自分で作成する(セルフプラン)

日頃からお住まいの地域のことを一番よく知るご自身やご家族が、自分自身で計画を作成する方法です。ご自身の生活スタイルや身体状況に合わせて、実用的な計画を立てることができます。

- (1) 市ホームページ上から計画書様式をダウンロード、または危機管理課で入手してください。
- (2) 計画を立てるご自宅周辺のマップを見ながら避難経路や避難先、いざという時に支援をお願いしたい人などを具体的に書き出してください。ご家族や支援をお願いする方と一緒に考えると、より良い計画になります。なお、避難支援等実施者になれる方の同意は必ず取ってください。
- (3) お住まいの地域の洪水や地震の危険性、避難所などの情報は、市が作成する「守山市防災マップ」などでもご確認いただけます。個別避難計画の検討と合わせて、ぜひご参照ください。
- (4) 出来上がった計画は、市危機管理課へ提出してください。市への提出とは別に計画の複写を1部以上保管してください。

計画の様式や各種地図情報、マニュアル等は 11 ページのリンク先アドレスを参照してください。

3. 市が福祉事業者に委託して作成する

計画作成対象者の中でも、特に自力での避難が困難で、市で優先順位が高いと判断した方「ハイリスク層（医療機器使用者、重度要介護者、重度精神および身体障害者など）」の計画については、市が介護相談事業所や相談支援事業所に計画作成を委託する場合があります。詳細については、市危機管理課までお問い合わせください。

リスク層分類	対 象 者	主な計画作成主体
ハイリスク層	名簿に登録された医療機器使用者、重度要介護者、重度精神および身体障害者のうち、市が優先順位が高いと判断した者（福祉部局との連携）	・介護相談事業所や相談支援事業所に計画作成を委託
ミドルリスク層	名簿に登録された者のうち、上記ハイリスク層および自己申告方式により登録された者以外の者	・地域での話し合い（調整会議）による計画作成
ローリスク層	名簿に自己申告方式により登録された者	・要支援者や家族による「セルフプラン」として作成

4. 計画の活用

出来上がった計画の活用目的は、以下のとおりです。

計画の提供先		活 用 目 的
要支援者本人（または家族など）		・避難先（避難場所・避難所など）など、計画情報の平時からの確認 など
避難支援等関係者	地域（自治会（自主防災組織を含む）、民生委員・児童委員など）	・平時における見守り活動の資料 ・地域での防災訓練（声かけ・安否確認、避難所運営）での基礎資料 ・有事の声掛け（台風・大雨など早期注意情報や避難所開設情報の提供 など） ・安否確認 ・できる範囲での避難支援（移動支援など） など
	市および社会福祉協議会、消防署、警察など	・平時における防災施策構築の基礎資料（有事に必要な対策、施設量、必要機材などの検討資料） ・福祉避難所（医療機関等）への直接避難の経路の確保 ・避難所から福祉避難室・福祉避難所などへの移動の際のトリアージ資料 ・福祉的観点からの支援体制強化に向けた基礎資料 ・多様な支援者との連携促進に役立つ資料 ・消防署、警察による救助活動の資料 など

避難支援等実施者の役割と地域へのお願い

計画は、災害時に要支援者を地域で支えるための大切な記録です。この計画は、本人・家族・地域住民が互いに支え合う「共助」の精神に基づいています。その中で、「避難支援等実施者」になれる方や地域の皆さまには、次の支援をお願いします。

なお、避難支援等実施者には、個人だけではなく自治会内の班や隣組、自主防災組織などの地域の団体を指定することも可能です。

避難支援等実施者になられても、ご自身とご家族の命（安全確保）が最優先であり、法的な責任や義務は一切発生しません。できる範囲での支援をお願いします。

万一の際のケガ等には、市が加入する保険が適用されます。

1. 要支援者に対する主な支援内容

要支援者への支援は、主に以下の3つの活動に分類されます。これらの活動は要支援者ごとに計画で定めた「避難支援等実施者」が中心となり、地域で担っていただくことになります。

なお、避難支援等実施者になられても法的な責任や義務は一切発生しません。また、万が一のケガ等には市が加入する保険が適用されます。

- (1) 情報伝達:
 - ・災害情報や避難指示などを、情報把握に支援が必要な方へ提供します。
- (2) 安否確認:
 - ・災害時に、電話や個別訪問などで要支援者の安否を確認します。
- (3) 避難支援
 - ・自力での避難が困難な方を、安全な場所（避難所など）へ避難できるよう移動を支援します。

【具体例:】

- ・台風・大雨などで避難所が開設された際や、「高齢者等避難」が発令された場合
- ・自宅に留まることができない状況（避難指示など）で、自力や家族支援のみでは避難が困難な場合など

2. 地域の皆さまにお願いしたいこと

- (1) 平時からの「共助」の体制づくりへの協力
災害の規模や発生状況は予測できません。また、避難支援等実施者自身も被災し、動けなくなる可能性もあります。そのため、避難支援等実施者任せではなく、地域全体で「共助」による支援体制を構築することが重要です。
- (2) 地域へのお願い:
 - ① 要支援者の把握:「地域の要支援者を把握し、情報共有に努めてください。」
 - ② 事前の話し合い:「具体的な支援方法について、平時から話し合いを行ってください。」
 - ③ 情報確認:「本人や親族の連絡先、避難時の配慮事項などを確認しておいてください。」
 - ④ 個別対応:「要介護度や障害の内容・程度など、個々の状況に応じた支援が不可欠です。」
 - ⑤ ツールの活用:「名簿や計画の積極的な活用をお願いします。」

【災害時避難支援の原則】 まずは「自助」による日頃からの備えを！

災害時の支援では、地域全体で「共助」による支援体制を構築することが重要です。

しかし、深夜や大雨など、移動が危険な状況では、まず自分や家族の身を守る「自助」が基本となります。要支援者本人やご家族には、日頃からの備えを働きかけてください。

個別避難計画の具体的な記入方法

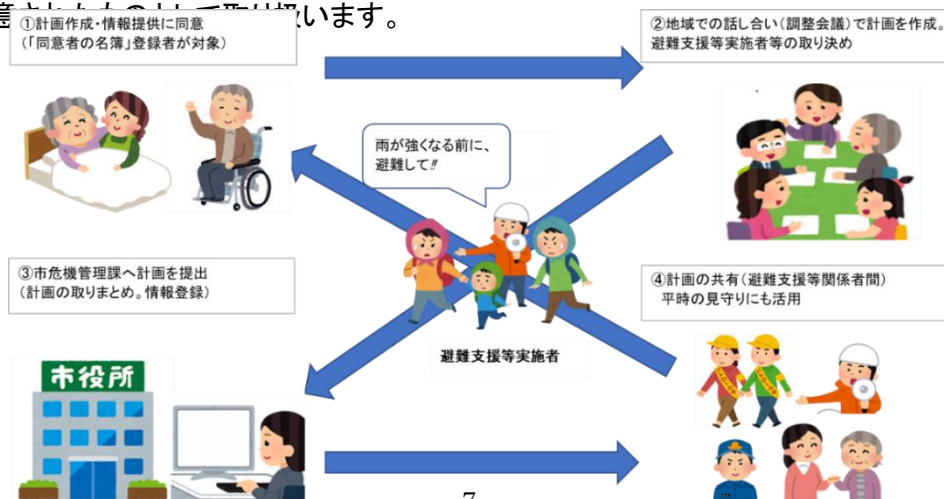
個別避難計画の具体的な記入方法は、以下のとおりです。

なお、以下の①～⑩は、8、9ページの個別避難計画記入例に対応しています。

- ① 要支援者(本人)に判断能力がないなど、家族の方や地域の方が代理で記入する場合は、代理人氏名および要支援者との関係も記入してください。
- ② 利用している介護・福祉サービスの利用状況からあてはまるものを選択し☑をつけてください。複数選択も可能です。
- ③ 利用している福祉サービス事業所のうち、最も利用頻度の高い事業所を記入してください。
- ④ かかりつけ医がおられれば、最も利用頻度が高い医療機関から2つを記入してください。なお、障害や持病に絡み避難時・避難先での配慮事項があれば、併せて⑧に詳細を記入してください。
- ⑤ 災害時や災害の恐れがある場合に、要支援者が希望する支援の内容を選択し☑をつけてください。複数選択も可能です。
- ⑥ 要支援者の状況であてはまるものすべてに☑をしてください。また、その他の状況については、内容を具体的に記入してください。併せて、昼間独居の有無についても、あてはまるものに☑をしてください。
- ⑦ 避難先は居住地の学区内の指定一般避難所を基本に検討し、記入してください。また、自宅から避難先までの経路図を添付してください。
(指定一般避難所の情報は「守山市防災マップ」や市 HP 上の GIS システム「守山マップ」などでご確認ください。また、同マップをダウンロードの上、避難経路図として活用することも可能です)
- ⑧ 避難時・避難先での配慮事項として、集団生活の可否、また④で説明したとおり、必要な配慮事項があれば、具体的に記入してください。併せて、手話や筆談などの配慮が必要な場合は、「情報伝達手法欄」に具体的に記入してください。
- ⑨ 緊急時の家族などの連絡先を記入してください。近隣の方が望ましいですが、おられない場合は遠方の方でも構いません。また、ご家族がおられない場合などでは、親戚やお知り合いでも構いません。
- ⑩ 避難支援等実施者は平時の見守り、災害時の安否確認・情報提供や避難支援(同行支援など)など、地域で要支援者の支援をおこなう人のことです。⑤に記載の支援の内容に応じて、要支援者やそのご家族の参加のもと、地域の関係者による話し合い(調整会議)で、避難支援を担う方を指定し、記入してください。指定にあたっては、必ず避難支援等実施者(候補者)に支援内容を説明し、計画が避難支援など、関係者に公開されることも含め、同意を得てください。

なお、避難支援等実施者には、個人だけではなく自治会内の班や隣組、自主防災組織などの地域の団体を指定することも可能です。(団体名とともに、代表者の氏名や団体の所在地等を記入してください)

最後に、署名欄に氏名を記入してください。署名をもって、計画情報が市や避難支援等関係者間での共有に合意したものと見なされます。



個別避難計画 記入例(おもて)

様式第1号(第6条関係)

避難行動要支援者個別避難計画書

・市提出用原本
・自治会用
・民生委員用
・その他避難支援
等実施者用
・本人控え

令和8年3月1日作成

- この計画は、自治会、民生委員・児童委員、消防署、警察署、市や社会福祉協議会などの避難支援等関係者と共有します。
- この計画に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の見守りなどの支援活動以外の用途に使用できません。
- この計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また避難支援等実施者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

(ふりがな) 本人氏名	もりやま たろう 守山 太郎	(ふりがな) 代理人氏名 ※①	もりやま はなこ 守山 花子	登録者との関係 妻
----------------	-------------------	-----------------------	-------------------	--------------

【避難行動要支援者】

※ご家族や福祉専門職などの方が代筆した際に記入してください。

住 所	守山市××2丁目5番22号	生年月日	昭和27年12月19日	(男) ・ 女
		世帯構成 (本人含む)	2 人 (配偶者・父母・子・孫・他)	
電話番号等	自宅 077-5〇〇-〇〇〇〇	携帯	090-△△△-△△△△	
	FAX	メール	taro01@moriyama.com	
自 治 会	××自治会	民生委員・ 児童委員	福 祉 晋	
介護・福祉サービスの利用状況(利用しているサービスに☑を入れてください)②				
☐ 在宅介護 ☐ 訪問看護 ☒ デイサービス ☒ ショートステイ ☐ ストマ用具 ☐ 後見人、権利擁護 ☐ その他()				
利用している主な 事業所③	デイサービス守山市 電話番号(077-5◆◆-◆◆◆◆)			
かかりつけ医④	医療機関	グット病院	担当医	医療 携 電話番号 077-5▲▲▲-▲▲▲▲
	医療機関		担当医	電話番号
希 望 す る 支 援 内 容(希望する項目に☑を入れてください)				
希 望 す る 支 援 内 容 ⑤	☒ 安否確認(災害時の情報伝達含む) ☐ 避難支援(同行避難など) ☐ その他()			
要 支 援 者 の 状 況(該当する項目に☑を入れてください)⑥				昼間独居の有無
☐ 75歳以上でひとり暮らし ☐ 75歳以上の高齢者のみ世帯 ☒ 65歳以上の高齢者のみ世帯で次の区分に該当 (☑要支援又は要介護1・2のいずれかに認定 ☐ 総合事業の事業対象者) ☐ 身体障害者手帳(1～3級)のいずれかの交付を受けている ☐ 要 介 護(3～5)のいずれかの認定を受けている ☐ 療育手帳の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ そ の 他()				☐ 有 ☐ 無

個別避難計画記入例(うら)

避難先 ⑦ (避難経路図別添)	吉身小学校
避難時・先での配慮事項 (服薬や情報伝達手段、集団生活の可否等これだけは知ってほしいという内容を記載ください) ⑧	
障害手帳 (聴覚障害) 2級保持のため、コミュニケーションは筆談がメインになります	
情報伝達手法 ⑧	筆談をお願いします (手話や筆談等、特別な配慮が必要な事項があれば記載してください)

【緊急時の家族等の連絡先】 ⑨

	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号
1	守山 花子	子	守山市◇◇町1353-2	自宅 携帯 090-△□△-△□△□
2				自宅 携帯

【避難支援等実施者】 ⑩

	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号
1	郷土 佑	同一組	守山市〇〇町1-1	自宅 携帯 090-※□※-△※△※
2				自宅 携帯

上記記載内容に誤りがないことを確認し、個別避難計画の意義を理解するとともに、自治会や民生委員・児童委員、その他避難支援等関係者および守山市に提供することを了承します。

また、本計画書の情報は、避難行動要支援者名簿と共有することを了承します。

令和8年3月1日

⑪ 本人署名 守山 太郎

代理人署名 守山 花子

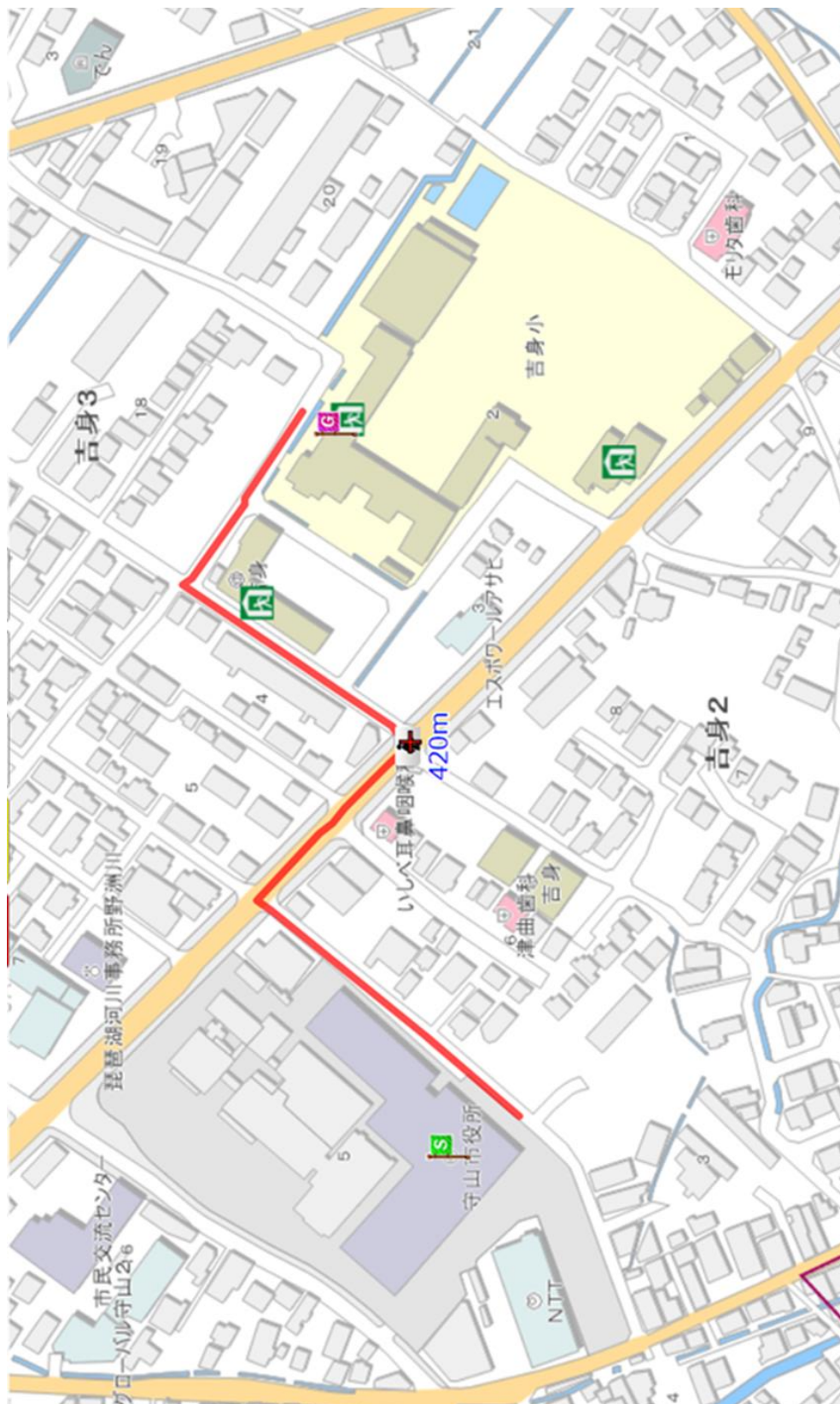
- ・ 避難支援等実施者など、本計画に変更があった場合は市危機管理課までご連絡ください。
- ・ 居住地を市外に変更されると登録は抹消されます。再度新住所地で登録申請をしてください。

事 務 欄

受付担当課		個人番号		処理日	年 月 日
-------	--	------	--	-----	-------------

※事務欄は市で記載しますので、記入しないでください

個別避難計画記載例(避難経路図)



関連情報・様式集

個別避難計画の作成にあたって、参考となる資料や各種様式を市ホームページ上に掲載しています。リンク先とともに、QRコードでお示しますので、ぜひご活用ください。

守山市 防災情報トップページ

<https://www.city.moriyama.lg.jp/machikankyobousai/anzenanshin/1001506/1001959.html>



守山市防災マップ

<https://www.city.moriyama.lg.jp/machikankyobousai/anzenanshin/1001506/1001980.html>



避難行動要支援者名簿情報の地域への提供(ご案内)(各種様式あり)

<https://www.city.moriyama.lg.jp/kenkoufukushi/fukushiseisaku/1002563/1005697.html>



地域で、自分で取り組む！個別避難計画(マニュアル・各種様式あり)

<https://city.moriyama.lg.jp/machikankyobousai/anzenanshin/1001506/1014765.html>



守山市 GIS(地理情報システム)

<https://www.city.moriyama.lg.jp/bousai/gis/>



問い合わせ先

個別避難計画についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

守山市役所 危機管理課

電話番号:077-582-1119

FAX 番号:077-583-5066

メールアドレス:kikikanri@city.moriyama.lg.jp

※避難行動要支援者名簿については、同健康福祉政策課 電話:077-582-1123

FAX 番号:077-582-1138

メールアドレス:hukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp

受付時間:平日 午前9時から午後4時45分まで